

第2節 激甚災害の指定



【基本方針】

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることとする。

1. 激甚災害の指定

（1）激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議にはかった上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（平成 12 年 3 月 24 日改正 中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（平成 12 年 3 月 24 日改正 中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議にはかった上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

（2）激甚災害に関する調査報告

市は、市域内で災害が発生した場合には、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

2. 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業(激甚法第3条)

適用事業・法令	財政援助内容
a. 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業。
b. 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く）。
c. 公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。
d. 公営住宅災害復旧事業	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業。
e. 生活保護施設災害復旧事業	生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。
f. 児童福祉施設復旧事業	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により設置された施設の災害復旧事業。
g. 老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法（昭和38年133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
h. 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条の規定により県または市が設置した身体障がい者更生援護施設の災害復旧事業。
i. 障がい者支援施設・地域活動支援センター等施設災害復旧事業	障がい者自立支援法（平成17年法律第123号）第83条の規定により県または市が設置した障がい者支援施設または障がい福祉サービスの用に供する施設等の災害復旧事業。
j. 婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村または社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む）の災害復旧事業。
k. 感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。
l. 感染症予防事業	激甚災害のための、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第58条の規定による市の支払に係る感染症予防事業。

(2) 堆積土砂及び湛水排除事業(激甚法第3条)

適用事業・法令	財政援助内容
a. 堆積土砂排除事業	<p>ア. 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く）。</p> <p>イ. 公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。</p>
b. 湛水排除事業	<p>激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。</p>

(3) 農林水産施設災害復旧事業

【農林水産施設その1】

適用事業・法令	財政援助内容
a. 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）	<p>この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号、以下暫定措置法という。)第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行う。</p>
b. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚法第6条）	<p>激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、補助率を引き上げるとともに、補助対象の範囲を拡大する。</p>
c. 開拓者の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）	<p>開拓者の住宅、農舎や共同利用施設、養殖施設等の災害復旧事業に対し、工事費が13万円以上のものに要する経費につき県が被災者に9/10を下らない率による補助を行う場合、国はその経費の9/10を補助する。</p>

【農林水産施設その2】

適用事業・法令	財政援助内容
a. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。（激甚法第8条）	<p>7. 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。</p> <p>1. 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。</p>
b. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）	激甚災害に伴い林業用施設に堆積した土砂の排除費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の2/3を補助することができる。
c. 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助（激甚法第10条）	激甚災害に伴い土地改良区等が施工する湛水の排除事業費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の9/10を補助することができる。
d. 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）	激甚災害に伴い漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の1/3を補助することができる。
e. 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）	<p>激甚災害に伴い県や市、森林組合等が行う森林復旧事業（被害木の伐採・搬出、造林等）に係る経費に対し、国はその経費を補助することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う事業：事業費の1/2 ・ 県以外が行う事業：県が2/3を下らない率の補助を行う場合に、その経費の3/4

(4) 中小企業に関する特別の助成

適用事業・法令	財政援助内容
a. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）	<p>7. 激甚災害につき災害救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。</p> <p>1. 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80とする。</p> <p>1. 保証料率を引き下げる。</p>
b. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第13条）	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県はその償還期間を2年を超えない範囲で延長することができる。
c. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、県が3/4を下らない率で補助する場合には予算の範囲内において要する経費の2/3を補助することができる。

(5) その他の財政援助及び助成

適用事業・法令	財政援助内容
a. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）	激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育に関する施設であって政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費及び設備費並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その2/3を補助することができる。
b. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
c. 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）	市が激甚災害のための感染症予防に関して行った支払いについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する支弁割合を引き上げる。
d. 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）	国は、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく貸付金額と、県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額との合計額に相当する金額を県に貸付ける。
e. 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）	県または水防管理団体が水防のために使用した資材に関する費用について、国は予算の範囲内においてその2/3を補助することができる。
f. 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）	<p>ア. 激甚災害により滅失した住宅について、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、公営住宅を建設する場合。</p> <p>イ. 補助率の引き上げ 2/3⇒3/4</p> <p>ウ. 補助対象戸数 滅失戸数の3割⇒5割</p>
g. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）	<p>ア. 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債。</p> <p>イ. 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。</p>
h. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）	労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、激甚災害によって就労することができず、賃金を受けることができない状態にある労働者には、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。